

ぐる漁業及び同項第十号の二に掲げる近海かつお・まぐろ漁業に係る法及びこれに基づく命令の規定の適用については、昭和五十五年七月三十一日までは、総トン数八十トンの動力漁船とみなす。

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十二年七月一日政令第二二九号）

1 この政令は、昭和五十二年八月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十二年七月一日政令第二三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年七月一二日政令第一九三号）

1 この政令は、昭和五十七年七月十八日から施行する。

2 この政令の施行前に建造され、又は建造に着手された動力漁船（以下「現存船」という。）により、うきはえなわを使用して又はつりによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業については、改正後の第一項第十号及び第十号の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、この政令の施行後に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。以下同じ。）が行われた現存船により、うきはえなわを使用して又はつりによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業については、この政令の施行後に最初に行われる特定修繕に伴う同法による改正後の船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度を受ける日以後は、この限りでない。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年一月一七日政令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（近海かつお・まぐろ漁業等に関する経過措置）

第二条

この政令の施行の際現に改正後の第一項第九号に掲げる近海かつお・まぐろ漁業、同項第十二号に掲げる日本海べにずわいがに漁業又は同項第十三号に掲げるいか釣り漁業に該当する漁業につき漁業法第六十五条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定による農林水産大臣の承認を受けている者は、その承認に係る船舶につき従前の承認を受けた内容及び制限又は条件と同一の内容及び制限又は条件をもって、同法第五十二条第一項の規定による当該指定漁業の許可を受けているものとみなされる。この場合において、その受けているものとみなされる許可の有効期間は、同法第六十条の規定にかかるわらず、平成十四年七月三十一日に満了するものとする。

2 前項の規定により漁業法第五十二条第一項の規定による指定漁業の許可を受けているものとみなされた者に対しては、当該許可に係る許可証は交付しないものとする。

第三条 この政令の施行の際現に総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船により釣りによって改正後の第一項第九号に掲げる近海かつお・まぐろ漁業に該当する漁業を営んでいる者が引き続き行う当該漁業については、平成十四年七月三十一日までは、漁業法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。